

令和２年第４回宇佐市教育委員会会議録

令和２年３月２７日午後３時３０分、宇佐市教育委員会を３４会議室に招集した会議は次のとおりです。

- ・出席委員 教 育 長 竹内 新
 教 育 長職務代理 古里 万里子
 委 員 佐藤 修水
 委 員 松永 建比古
 委 員 河野 浩一

- ・欠席委員 なし

- ・説明のため会議に出席した職員

教育次長兼教育総務課長	上田 誠之
学校教育課長	竹下 富美子
社会教育課長	〆野 勝教
図書館長	松壽 敬
学校給食課長	久井田 裕

- ・本会議の書記

教育総務課教育総務係主幹（総括）酒井 由紀子

◎附議事項

- | | | |
|-------|--|---------|
| 議第２７号 | 宇佐市教育委員会事務職員人事異動について | （教育総務課） |
| 議第２８号 | 令和２年度宇佐市奨学生の決定について | （教育総務課） |
| 議第２９号 | 令和２年度藤・稲尾奨学生の決定について | （教育総務課） |
| 議第３０号 | 宇佐市立学校運営協議会規則の一部改正について | （学校教育課） |
| 議第３１号 | 宇佐市立学校職員の公務旅行における自家用車使用に関する取扱要綱の一部改正について | （学校教育課） |
| 議第３２号 | 宇佐市教育委員会国際交流事業推進委員会設置要綱の一部改正について | （学校教育課） |
| 議第３３号 | 指定校変更について | （学校教育課） |
| 議第３４号 | 宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について | （社会教育課） |

◎追加議案

- 議第３５号 宇佐市立学校教職員の長時間勤務者に対する面接指導実施要領

	の制定について	(学校教育課)
議第 3 6 号	宇佐市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針の制定について	(学校教育課)
議第 3 7 号	指定校変更について	(学校教育課)
議第 3 8 号	社会教育指導員の任用について	(社会教育課)
議第 3 9 号	公民館長及び地区館長、分館長の任用について	(社会教育課)

◎報告事項

- (1) 令和 2 年 3 月第 1 回宇佐市議会定例会における教育委員会関係の一般質問について (教育次長)
- (2) 宇佐市民図書館開館時間 1 時間延長の試行について (図書館)
- (3) 4 月の行事等の予定について (各 課)

(開会 午後 3 時 3 0 分)

教 育 長	令和 2 年第 4 回宇佐市教育委員会の開会を告げる。
事 務 局	(令和 2 年第 2 回の会議録を読み上げる)
	令和 2 年第 2 回の会議録を各委員に諮り、承認される。
事 務 局	(令和 2 年第 3 回の会議録を読み上げる)
	令和 2 年第 3 回の会議録を各委員に諮り、承認される。
教 育 長	議第 2 7 号宇佐市教育委員会事務職員人事異動について、教育総務課に説明を求める。
教育総務課長	議第 2 7 号宇佐市教育委員会事務職員人事異動について、ご説明します。3 P をご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か、ご意見等ありませんか。
委 員	南部給食センターの所長は、こういった立場になるのでしょうか。
教育総務課長	南部給食センターの所長は、課長職になるので、管理職になります。
教 育 長	他に、意見等はありませんか。
	ないようですので、議第 2 7 号宇佐市教育委員会事務職員人事異動については、承認とし、次に議第 2 8 号令和 2 年度宇佐市奨学生の決定及び議第 2 9 号令和 2 年度藤・稲尾奨学生の決定について

	て、教育総務課に説明を求める。
教育総務課長	議第 28 号令和 2 年度宇佐市奨学生の決定及び議第 29 号令和 2 年度藤・稲尾奨学生の決定について、ご説明します。4 P をご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か、質問等はありませんか。 ないようですので、議第 28 号令和 2 年度宇佐市奨学生の決定及び議第 29 号令和 2 年度藤・稲尾奨学生の決定については、承認とし、次に議第 30 号宇佐市立学校運営協議会規則の一部改正について、学校教育課に説明を求める。
学校教育課長	議第 30 号宇佐市立学校運営協議会規則の一部改正について、ご説明します。6 P をご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か、質問等はありませんか。 ないようですので、議第 30 号宇佐市立学校運営協議会規則の一部改正については、承認とし、次に議第 31 号宇佐市立学校職員の公務旅行における自家用車使用に関する取扱要綱の一部改正について、学校教育課に説明を求める。
学校教育課長	議第 31 号宇佐市立学校職員の公務旅行における自家用車使用に関する取扱要綱の一部改正について、ご説明します。8 P をご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か、質問等はありませんか。 ないようですので、議第 31 号宇佐市立学校職員の公務旅行における自家用車使用に関する取扱要綱の一部改正については、承認とし、次に議第 32 号宇佐市教育委員会国際交流事業推進委員会設置要綱の一部改正について、学校教育課に説明を求める。
学校教育課長	議第 32 号宇佐市教育委員会国際交流事業推進委員会設置要綱の一部改正について、ご説明します。11 P をご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か、質問等はありませんか。 ないようですので、議第 32 号宇佐市教育委員会国際交流事業推進委員会設置要綱の一部改正については、承認とし、次に議第 33 号指定校変更について、学校教育課に説明を求める。
学校教育課長	議第 33 号指定校変更について、ご説明します。13 P をご覧ください。 今回は新小学校 1 年生 2 人、小学校 2 年生 2 人、新小学校 3 年生 2 人、小学校 4 年生 1 人、新小学校 5 年生 1 人、小学校 5 年生 1

人、小学校6年生1人、中学校1年生1人 計11人の指定校変更についてです。なお、いずれも登下校においては、保護者が責任を負うことになります。

(変更理由については議案に記載)

教 育 長
委 員

何か、意見等はありませんか。

2番3番の方は、特に何かの症状というわけではないのですか。過敏に反応してしまうお子さんということですか。

学校教育課長

そうです。窓口でも、非常に難しいケースですので審議を慎重にしないといけないのですということはお伝えしています。

委 員

難しいケースですね。親御さんとこのお子さんは十分話をされたのですかね。

委 員

この事案は、指定校変更を承認する条項の中のどの部分に該当しますか。

学校教育課長

生徒指導上の理由ということになるでしょうか。

教 育 長

確認したいのですが、区域外就学の要綱で、学校教育課長が説明した生徒指導上の理由というところでは、指定校学校長の確認印のある添付書類が必要となっていますが、それはいかがですか。

学校教育課長

状況は学校長から聞きましたが、添付書類はありません。

教 育 長

区域外就学の規定上、該当する条項がないという状態になると、手続き上、まだ足りない部分があると思います。

委 員

基準のどれにも該当しないように感じます。保留になる可能性は伝えていますか。

学校教育課長

伝えています。

教 育 長

確認ですが、来年度の学校の複式等の学級数に影響はありますか。

学校教育課長

それは、ありません。

委 員

環境が変わると適応できない、適応が難しい状況とか、診断書や意見書が出る状態じゃないと指定校変更理由に該当しないのでは。

委 員

病院や校長の第三者の証明は必要と思います。心配や不安、恐怖症とか医療機関に相談し、診断書を出してもらうようにしたほうがよいと思います。

教 育 長

指定校変更を認めないというわけではなく、今の申請では判断ができないということです。年度末のタイミングではありますが、委員の皆さまがおっしゃるように、必要な添付書類の提出を求め、それから指定校変更の理由の体裁を整えてほしいと思います。この件はいったん保留にしたいと思います。他に、意見等ありませんか。

ないので、議第 3 3 号指定校変更は 1 件保留、その他は承認とし、次に議 3 4 号宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について、社会教育課に説明を求める。

社会教育課長 議第 3 4 号宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について、ご説明します。16P をご覧ください。

(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か、質問等はありませんか。

ないので、議第 3 4 号宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱については、承認とし、次に追加議案、議第 3 5 号宇佐市立学校教職員の長時間勤務者に対する面接指導実施要領の制定について、学校教育課に説明を求める。

学校教育課長 議第 3 5 号宇佐市立学校教職員の長時間勤務者に対する面接指導実施要領の制定について、ご説明します。追加議案 2P をご覧ください。

(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か、質問等はありませんか。

委 員 これは 1 カ月 8 0 時間ですが、年間の平均とかはなく、月 8 0 時間超えると面接ですか。

学校教育課長 いきなり面接に行かなければならないという規定にはなっていない、学校長が行くように強く薦め、本人が面接を申し出る形になっています。

委 員 強制力はないのですか。

学校教育課長 今はまだ、ありません。

委 員 民間の会社では 3 6 協定で、目安は月 1 0 0 時間と前後 6 カ月の平均をみて、面接が義務になると思います。6 年生の担任やイベント事で、月 8 0 時間を超すことは、結構あると思いますが、まだ強制ではない状態ですね。

委 員 これで、学校の改善策へと繋がっていくのですね。

学校教育課長 仕事の片寄りがあつたりすると、校長がバランスを考え、改善することになります。

委 員 産業医は、面接をするが、その後の受診は本人が病院にいき、その報告もすることになる。産業医の面接までは公費で、その後の診察を受けるまでの流れが少し見えづらいと思います。報告が随時あるとか、労働安全衛生委員会が改善策をたてられるような方策があるのですか。また、専門医に掛かった場合の経費は、どうなりますか。

教 育 長 業務量の問題なら、産業医の面接で事足りると思いますが、それ以外の背景、体調不良がある場合、掛かりつけの病院や専門医に

		診てもらう部分は、この規程の範囲外になり、自己負担が発生するものと思われます。	
委	員	少し先を心配しすぎかもしれませんが、もし過労でなくなった場合、産業医の指導に対しても訴訟の問題が出る場合も考えられるのでは。	
委	員	民間でも、1カ月の突出した時間外ではなく、それが連続していることが問題にもなります。休日に仕事に出れば、80時間とか超えますが、それが過渡期であるか、または半年とか連続しているかで労災の認定にも関係すると思います。	
教	育	長	訴訟が起きた場合、現状としては客観的な勤務時間という情報に基づき、裁判所が相応の因果関係の有無を判断する事と思いますが、そういった状況にならないためにも、教育委員会、管理職が面接を行うよう強く勧奨していく必要があると考えます。
委	員	員	勧奨の義務化はできないのですか。
教	育	長	現状そこまでの強制力を持った指針が国から示されてはいません。国の法改正では、教職員の持ち帰り残業を把握する必要性について触れており、タイムカード等の数値と実態は乖離している可能性についても触れています。
			何か、質問等はありませんか。
			ないようですので、議第35号宇佐市立学校教職員の長時間勤務者に対する面接指導実施要領の制定については、承認とし、次に追加議案議第36号宇佐市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針の制定について、学校教育課に説明を求める。
学校教育課長			議第36号宇佐市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針の制定について、ご説明します。追加議案10Pをご覧ください。
			(詳細は議案に記載)
教	育	長	何か、質問等はありませんか。
委	員	員	学校によって実態は様々であるため、個々の状況に踏み込んだ改善策を講じる必要があるのではないのでしょうか。
学校教育課長			会議時間の削減等、小さな取組を継続してきたところであります。
委	員	員	働き方を改革しようとしているので、多少ハードルがあったとしてもこれまでに無い取り組みを行っていくべきだと考えます。
教	育	長	今年度、学校長へ学校行事の精選をお願いしてきたところですが、地域住民、保護者からの理解が得にくい部分もあると思いますので、教育委員会として学校長を後押ししていく必要があると思います。

他に何か質問等はありませんか。

ないので、議第36号宇佐市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針の制定については、承認とし、次に追加議案、議第37号指定校変更について、学校教育課に説明を求める。

学校教育課長 議第37号指定校変更について、ご説明します。追加議案14Pをご覧ください。

(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か、質問等はありませんか。

ないので、議第37号指定校変更については、承認とし、次に追加議案、議第38号社会教育指導員の任用について、社会教育課に説明を求める。

社会教育課長 議第38号社会教育指導員の任用について、ご説明します。追加議案16Pをご覧ください。

(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か、質問等はありませんか。

ないので、議第38号社会教育指導員の任用については、承認とし、次に追加議案、議第39号公民館長及び地区館長、分館長の任用について、社会教育課に説明を求める。

社会教育課長 議第39号公民館長及び地区館長、分館長の任用について、ご説明します。追加議案17Pをご覧ください。

(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か、質問等はありませんか。

ないので、議39号公民館長及び地区館長、分館長の任用については、承認とする。

以上で議事は終了ですので、続いて報告事項に移ります。

報告事項(1) 令和2年3月第1回宇佐市議会定例会における教育委員会関係の一般質問について、教育次長に説明を求める。

教 育 次 長 報告事項(1) 令和2年3月第1回宇佐市議会定例会における教育委員会関係の一般質問について、説明いたします。議案19Pをご覧ください。

(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か、質問等はありませんか。

ないので、続いて報告事項(2) 宇佐市民図書館開館時間1時間延長の試行について、図書館長に説明を求める。

図 書 館 長 報告事項(2) 宇佐市民図書館開館時間1時間延長の試行について説明いたします。議案29Pをご覧ください。

(詳細は議案に記載)

教 育 長	来年度の試行は本年度と同じ形で行う予定ですか。
図 書 館 長	はい。期間は5月～10月まで、本館のみですが毎週金曜日に延長を実施する予定です。現時点では時間外勤務が発生することなく実施が可能であると想定しています。
教 育 長	他に何か質問等はありませんか。
	ないようですので、続いて報告事項（3）4月の行事等の予定について各課より説明を求める。
	（詳細は議案に記載）
	何か質問等はありませんか。
委 員	四日市幼稚園の来年度の入園児は何名ですか。
学校教育課長	5歳児が2名、4歳児が1名となっております。
教 育 長	他に何か質問等はありませんか。
	ないようですので、次回教育委員会の日程について。
事 務 局	次回教育委員会の日程についてですが、4月1日水曜日の午後1時から宇佐市臨時教育委員会を教育委員会室で、4月21日午後2時から、定例教育委員会を34会議室で開催します。
教 育 長	議題、報告等は以上ですが何かありますか。
教 育 次 長	3月30日月曜日にコロナ対策関係の会議が開かれますが、学校の再開に関連した内容を議題として挙げる予定ですので、ご報告します。①小中学校は4月8日水曜日より再開をしますが、始業式と新任式は実施しない、②給食は通常通り実施する、③入学式は、中学校が4月10日金曜日、小学校が4月13日月曜日に開催をするが、新入生、保護者、教職員、児童生徒の代表のみが参加し、感染対策の措置を講じたうえで実施、④中学校の部活動については感染防止対策を講じ、実施内容等や方法を工夫したうえで実施、以上4点になります。月曜日の会議で承認されれば、外部に向けて発信されるということになります。ただし、今後国の緊急事態宣言が発令された場合や、市内で感染者が出た場合などについては、本内容を再検討することとしたいと思います。
委 員	公民館関係についてはどうでしょうか。
教 育 次 長	もうすこし状況を見ながら、他市とも歩調をあわせて再開に向けた検討を行っていきたいと考えております。図書館につきましても、部分開館を検討しているところですが、まだ会議に諮る段階まで来ておりません。以上です。
教 育 長	ほかに何か質問等はありませんか。
教 委 員	児童クラブにて給食を配るという取組について、地域の保護者より好評の声が上がっておりますのでご報告します。

教 育 長 各委員に諮り確認のうえ、第４回宇佐市教育委員会の閉会を告げる。

(閉会 午後５時５７分)

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。